

(モロッコ産業商業財産権庁により公表された救済措置の仮訳)

2011年3月11日発生の自然災害により被災した日本の出願人に対する法的救済策

2011年3月11日に発生した地震および津波の影響により、モロッコ産業商業財産権庁が規定する所定の期間を守ることのできない日本の出願人に対し、モロッコ産業財産権保護法案第17-97の規定をお知らせするものである。

第14.1条は、出願人に対し以下の通り定める。「知的財産権出願の提出に関する、本法令に定められた期日が遵守されない場合、該期日から起算して2か月以内に、出願人またはその代理人が知的財産庁に対し、係る提出に関連する手続処理の継続を求める請求を行うことができる。」

第122条は、工業意匠の出願人に対し、期間更新の有効期日満了日から起算して6か月の猶予期間を定める。

第152条は、商標の出願人に対し、期間更新の有効期日満了日後6か月の猶予期間を定める。期間更新は、登録の有効期日満了日より起算する。

第82条は、特許維持手数料に関し、期日満了日から起算してさらに6か月以内であれば有効であると定める。

第84条は、特許継続に関する手数料の未払いによる権利喪失の場合、特許権利者は、特許権取消決定の通知受領から起算して3か月以内であれば、未払いに関する合理的理由が存在し、かつ、上記3か月の期間の満了前に料金を支払うことを条件に、モロッコ産業商業財産権庁に対し、権利回復請求を行うことができると定めている。

また、モロッコ産業商業財産権庁は出願人に対し、2011年3月11日の地震および津波の影響による困難は法令の定めにより免責される可能性が高いことを通知する。